

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約の 一部改正（案）

1 改正理由

沼津警察署の組織再編に伴い、第3条別表を変更する。

2 改正の内容

別添新旧対照表

3 改正の適用時期

本議案を議決した日

4 改正手続の根拠規定

規約第15条の規定により、規約は協議会の議決を経て改正する。

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約の一部改正

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約（令和4年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

別添

改正前

(略)

別表（第3条関係）

区分	構成	委員
(略)		
活性化再生法第6条第2項 第3号の委員	(略)	
	公益社団法人静岡県観光協会	(略)
	静岡県警沼津警察署	交通第一課長
	静岡県警熱海警察署	(略)
	(略)	

改正後

(略)

別表（第3条関係）

区分	構成	委員
(略)		
活性化再生法第6条第2項 第3号の委員	(略)	
	公益社団法人静岡県観光協会	(略)
	静岡県警沼津警察署	交通課長
	静岡県警熱海警察署	(略)
	(略)	

附 則

この改正は、令和 年 月 日から施行する。